

## 議案第3号

### 第14期（平成27年度） コンサルティングエンジニア連盟の活動方針

#### I. コンサルティングエンジニア連盟の活動基本方針

コンサルティングエンジニア連盟は、平成13年の設立以来、コンサルティングエンジニア(建設コンサルタント)の健全な発展と地位の向上を目指して種々の政治活動を行っており、その活動成果の一つは平成17年に議員立法で制定された「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法と呼ぶ)」と平成26年の同法改正(以下、改正品確法と呼ぶ)に結び付いている。

連盟は「国民の安心・安全と良好な環境を確保し、わが国の持続的発展を実現するためには社会資本整備が不可欠」との認識のもと、立法・行政府に働きかけると共に、社会資本整備と建設コンサルタントの重要性に理解のある政治家を支援し、コンサルティングエンジニアの社会的・経済的地位の向上を目指して活動することを目的としている。

我が国の公共事業は平成9年頃をピークに減少を続け、特に、平成22年に発足した民主党政権は「コンクリートから人へ」のスローガンを掲げ、公共事業費縮減傾向にさらに拍車をかけた。平成24年末の衆議院選挙の結果、自民党・公明党連合が政権を奪回、民主党政権の方針は大きく修正され、デフレと円高からの脱却による経済の再生、東日本大震災の復興、来るべき南海トラフの巨大地震や首都圏直下の地震に対する備え安全・安心社会を作り上げるための国土強靱化対策等の強力な推進を掲げ、平成26年12月の衆議院選挙においては、300以上の議席を獲得、国民の信任を得ている。なお、平成25年7月の参議院選挙においては、連盟の推薦した佐藤信秋候補が高位で当選している。

連盟はこれらの点もふまえつつ、次のような方針で活動してまいりますので、皆様のご理解とご支援のほどを宜しく御願ひ申し上げます。

#### (1) 安全・安心な国づくりのための社会資本整備の継続的推進

平成23年3月11日の東日本大震災における壊滅的な被害を見ても判るとおり、自然災害の危険と常に背中合わせにある我が国土の特性を再認識し、たとえ災害が発生してもその影響を最小化できるよう、強く、しなやかで、代替手段の確保が可能な社会資本整備を国土経営の根幹に据えるべきであると考えます。また、平成24年12月の笹子トンネル事故に象徴されるようにインフラの老朽化・長寿命化対策は緊急の課題である。このような認識のもと、自民政権では、計画的に国土を災害から守る国土強靱化を中心的な施策に掲げ、平成25年末の国会において、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、合わせて「南海トラフ巨大地震対策特別措置法案」、「首都直下地震対策特別措置法案」も可決された。また、これに関連して「インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月)」も策定され、当連盟の期待に沿った政策が実行され

ていくことになった。

我々は立法・行政府に対して、これが一過的な予算確保でなく、必要とする社会資本の優先順位を国土のグランドデザインに基づいて定め、持続的に予算を確保して迅速に執行すること、上記法律に明記された計画等を、以下の点などを考慮して、速やかに策定、継続的に必要な予算を確保するよう強く要請していく。

- ① 老朽化する社会資本の長寿命化施策の推進
- ② 公共施設のネットワーク化による防災力強化の推進
- ③ 東北震災復興の反省を踏まえた「事前復興計画」の策定とそれに基づく計画的な地域防災力の向上ならびに迅速な復旧・復興の実現
- ③ ハードおよびソフト対策のベストミックスによる人命と地域コミュニティの保全
- ④ 首都機能や主要各都市の中核機能のバックアップ施策の推進

## (2) 当初予算の確保と円滑な執行、様々な面でのコンサルティングエンジニアの活用

東日本大震災や笹子トンネル事故を目の当たりにし、国民の間には防災・減災、復旧・復興に向けた社会資本整備や老朽化した社会資本対策の重要性に対する理解が深まりつつある。

社会資本整備に携わる我々としては、これを契機に、安全・安心な生活と少子高齢化時代に適した必要不可欠な社会資本整備に向け、昨年を上回る平成 27 年度当初予算の早期成立とその迅速かつ円滑な執行を立法・行政府に要請していく。

改正品確法においては、技術力による選定の拡大、また、多様な入札制度の導入・活用等がうたわれ、様々な発注方法、たとえば設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式、設計段階から施工者が関与する方式（E C I 方式）等が検討されている。

また、経済再生本部（首相官邸）は「日本再興戦略」においてインフラ整備・運営における民間資金やノウハウの活用（コンセッションや P P P / P F I 等）を拡大していく戦略を打ち出している。このような施策においてインフラに精通し、幅広い見識を持つコンサルティングエンジニアの活用を求めていく。

## (3) 「公共事業調達法（仮称）」制定の推進

コンサルティングエンジニアは知的職業であり、価格による企業の選定は本質的になじまない。価格競争に偏った企業選定は、過重な執務環境を招き、技術の継承や再生産を阻害し、若者に魅力ある将来像を示すことが出来ないと考える。明日を担う技術者が誇りと技術を持って社会に貢献ができるよう、知的産業に相応しい対価を求めていくことが重要である。このためには、品確法の精神をより徹底するため、会計法、地方自治法に縛られない公共事業に限定した新法「公共事業調達法（仮称）」の制定を国土交通省や超党派の議員連盟に積極的に働き掛けていく。なお、改正品確法では「調査、設計業務における技術的能力の審査など」（第 22 条）の条項が追加され、我々が求めてきた調査・設計を含む公共

調達法の性質を色濃くしたものとなっている。また、この改正では発注者責任の明確化、多様な入札契約制度の導入・活用などがうたわれ、地方自治体も巻き込み公共事業調達を適正化していく方向性が示されているが、今後も設計を含む本来的な「公共事業調達法」の実現に向けて努力していく。

#### (4) 地域に密着したコンサルティングエンジニアの育成

巨大地震の襲来、ゲリラ豪雨、土砂災害などの度重なる自然災害によって、ただでさえ老朽化が進んでいるわが国の社会資本は、それ自身の安全性が脅かされ、本来の目的である社会の安全性の確保が憂慮される状況に陥っている。財政的に厳しいわが国においては、既存施設を適切に保全し、長寿命化を図ることが不可欠であると考えられる。また、災害発生時に人命・財産の確保に向け、素早く貢献できる企業と人材の確保は国の責務であり、地方の活性化を図ることは国土形成上の重要な目標である。

これらの目標を達成するためには、地域を良く知り、郷土愛をもったコンサルティングエンジニアの多方面にわたる参画が不可欠であるとの認識にたつて、適正な事業量を確保し過当な価格競争を排した企業選定によって、地域に密着したコンサルティングエンジニアが活躍できる場の創出を求めて活動していく。

#### (5) コンサルティングエンジニアの著作権の保護

著作権法の趣旨に照らせば、コンサルティングエンジニアの知的活動が生み出した成果の著作権は、本来コンサルティングエンジニアに帰属すべきものである。現行の公共土木設計業務等標準委託契約約款（平成7年5月建設省告示）では著作権のうちの財産権は発注者に無償で譲渡することになっている。一方、著作者人格権や同一性保持権はコンサルティングエンジニアに帰属するので、約款の運用に際してはコンサルティングエンジニアの権利に充分配慮することを発注者に要請していく。

関係者のこれまでの努力により設計者名の銘板記載など一定の成果は現れてきているが今後とも、標準契約約款改定の機会などを通して、コンサルティングエンジニアの著作権の保護について幅広い検討を求めて活動していく。

#### (6) 適正な利益水準の確保と次世代の担い手育成のための環境整備

平成9年頃から始まった公共事業の縮減傾向はようやく平成22年頃を底にゆるやかな上昇傾向にあるが、事業規模はピーク時と比べほぼ半分程度となっている。建設コンサルタントの売上も平成9年の約1兆円から平成24年には約7千億円程度まで落ち込んでおり（建設コンサルタント協会調査、以下の数値も同様）、この間に職員数はピーク時の5.7万人から4.4万人（平成22年度）と大幅に減少している。当然ながら売り上げの減少に伴い営業利益率もピーク時の約6%程度から3ポイントほど低下している。回復傾向が見られた平成25年度においても建設コンサルタントの平均営業利益率は4.7%と他業種と比べるともつ

とも低いレベルにある。

また、年齢構成についても40歳代がピークの山型をなし、特に若手の人材不足、人材獲得の低迷が顕著である。また、有給休暇の取得割合も低く、長時間残業が大きな問題となっているのが現状である。

改正品確法においては基本的な理念として、「インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成」、「そのための適正な利潤の確保」を掲げ、これが発注者の責務であることを明確にしている。建設コンサルタントとしても、この若手の獲得と育成を重大な課題と認識し、処遇・職場環境の改善、女性の活用などととともに、これが実現できるよう、調達における技術力による選定の拡大、適正な履行期間の設定、納期の平準化、繰り越しの柔軟な活用、早期の条件明示、適正な設計変更の実施、ダンピング防止等の施策を立法・行政府に継続的に働きかけていく。

#### (7) コンサルティングエンジニアの法的根拠の確立

我が国のコンサルティングエンジニアは、誕生以来60数年間、技術の練磨、中立・独立の倫理の堅持という自助努力と立法・行政機関の理解・支援とにより、今日では国内外において社会資本整備に不可欠な重要な役割を担う知的産業として確立している。

しかしながらその重要な役割にもかかわらず、医師や建築士とは異なって、コンサルティングエンジニアには職業を規制する資格法や職業法がないため、技術能力や倫理等に問題のある者が自由に参入し、過当競争による品質の低下など種々問題を引き起こす可能性がある。

この状況を改善するため、現行の「建設コンサルタント登録規定(昭和39年4月建設省告示)」の抜本的改正を行うとともに、合わせてコンサルティングエンジニアの中立・独立性を堅持しつつ、技術者の社会的地位を確立し技術力や成果品の品質向上を図るため、コンサルティングエンジニアの法的根拠となる資格法や職業法などの法制化について検討を進め、その実現を求めて活動していく。

## II. コンサルティングエンジニア連盟の組織運営方針

コンサルティングエンジニア連盟は、上述の目標を実現するために、継続的にコンサルティングエンジニアの社会的、経済的地位の向上を立法・行政府に働きかけることとし、今年度においては以下の方針の下で活動していく。

- ・会員の増強
- ・会員とのコミュニケーション強化
- ・立法・行政府への働きかけ
- ・時局講演の開催
- ・関係団体等との意見交換
- ・理解ある政治家の支援